八王子市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会

令和３年度（2021 年度）　第１回会議　次第

令和３年度(2021 年度) ６月９日(水)

午後１時３０分～午後２時３０分

職員会館第二・三会議室

１　開　会

（１）委員自己紹介

（２）事務局紹介

２　議　題

（１）会長、副会長の選任について

（２）分科会の進め方について

（３）部会の設置について

３　その他

（１）事務局から連絡事項

４　閉　会

【配付資料】

資料１　八王子市社会福祉審議会条例（抜粋）

資料２　八王子市社会福祉審議会条例施行規則

資料３　八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要綱

資料４　諮問書

資料５　委員名簿

資料６　事務局名簿

資料７　2020-2021　子育てガイドブック

資料１

○八王子市社会福祉審議会条例（抜粋）

平成２６年９月２４日

条例第３０号

（設置）

第１条　社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。

（１）　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７条第１項に規定する社会福祉に関する事項（同法第１２条第１項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）

（２）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項各号に掲げる事項

（３）　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１７条第３項、第２１条第２項及び第２２条第２項に関する事項

（４）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく介護保険事業の円滑な運営に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　社会福祉事業に従事する者

（２）　学識経験者

（３）　市議会議員

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

２　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

４　前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　審議会の会長は、委員の互選により定める。

３　審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　審議会の副会長は、審議会の会長が指名する。

５　審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　第３条第３項の規定により臨時委員を置いた場合における前２項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

（専門分科会）

第６条　審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

（１）　地域福祉専門分科会

（２）　民生委員審査専門分科会

（３）　高齢者福祉専門分科会

（４）　障害者福祉専門分科会

（５）　児童福祉専門分科会

２　市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

３　専門分科会は、審議会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

４　専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

５　専門分科会の会長に事故があるとき、又は専門分科会の会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会の会長の指名する委員がその職務を代理する。

６　第４条第３項の規定は専門分科会の会長の職務について、前条の規定は専門分科会の会議について、それぞれ準用する。

７　審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とする

ことができる。

（部会）

第７条　前条第１項第４号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)　障害程度審査部会　社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第３条第１項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2)　自立支援医療機関審査部会　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５９条第１項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項

(3)　指定医審査部会　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項に規定する医師の指定に関する事項

２　前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

３　部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

４　部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

５　部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。

６　第４条第３項の規定は部会の会長の職務について、第５条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

７　審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

（関係者の出席）

第８条　審議会、専門分科会及び部会の会長及び副会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（八王子市子ども・子育て支援審議会条例の廃止）

２　八王子市子ども・子育て支援審議会条例（平成２５年八王子市条例第３３号）は、廃止する。

（八王子市介護保険条例の一部改正）

３　八王子市介護保険条例（平成１２年八王子市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

資料2

○八王子市社会福祉審議会条例施行規則

平成２７年1月２０日

規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、八王子市社会福祉審議会条例（平成２６年八王子市条例第３０号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）、専門分科会及び部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（審議会等の委員の定数）

第２条　審議会の委員（臨時委員を除く。）の定数は、６０人以内とする。

２　専門分科会の委員の定数は、次のとおりとする。

（1）　地域福祉専門分科会　１０人以内

（2）　民生委員審査専門分科会　１０人以内

（3）　高齢者福祉専門分科会　１５人以内

（4）　障害者福祉専門分科会　５人以内

（5）　児童福祉専門分科会　２０人以内

（守秘義務）

第３条　審議会、専門分科会及び部会（以下「審議会等」という。）の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議の公開等）

第４条　審議会等の会議は公開とする。ただし、審議会等が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（会議の通知）

第５条　審議会等の会長は、審議会等の会議を招集しようとするときは、会議の開催日時及び場所並びに会議に付議する案件を、あらかじめ委員及び当該案件に関係する臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

（委員の除斥）

第６条　審議会等の委員は、自己又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その決議に参加することができない。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

２　次の各号に掲げる専門分科会の庶務は、それぞれ当該各号に掲げる課において処理する。

（1）　地域福祉専門分科会　福祉部福祉政策課

（2）　民生委員審査専門分科会　福祉部福祉政策課

（3）　高齢者福祉専門分科会　福祉部高齢者いきいき課

（4）　障害者福祉専門分科会　福祉部障害者福祉課

（5）　児童福祉専門分科会　子ども家庭部子どものしあわせ課

（諮問事項の答申）

第８条　条例第２条の諮問事項については、審議会の会長は、文書をもって答申しなければならない。

（公印）

第９条　審議会の公印の名称、書体、ひな型等は、別表のとおりとし、福祉部福祉政策課長がこれを管守する。

（準用）

第１０条　前条に定めるもののほか、文書の処理、編さん及び保存並びに公印の取扱い及び保管については、八王子市の関係規定を準用する。

（委任）

第１１条　この規則に定めるもののほか、審議会等の運営について必要な事項は、審議会の会長が定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

名称	書体	寸法	使用区分	ひな型
八王子市社会福祉審議会長	てん書	方24ミリメートル	一般公文書用	八王子市 社会福祉 審議会長

資料３

八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、八王子市社会福祉審議会条例（以下「条例」という。）に規定する児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　分科会は、次に掲げる者のうちから組織する。

一　子どもの保護者

二　関係行政機関の職員

三　町会、自治会を代表する者

四　市内で活動する市民団体を代表する者

五　事業主を代表する者

六　労働者を代表する者

七　児童福祉又は学校教育に関係する事業に従事する者

八　学識経験のある者

九　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第３条　分科会に会長及び副会長各一人を置く。

２　分科会の会長（以下「会長」という。）は、委員の互選により定める。

３　分科会の副会長（以下「副会長」という。）は、会長が指名する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、条例第六条第五項の規定によりその職務を代理する。

（部会長及び副部会長）

第４条　条例第七条第二項の規定により部会を置いたときは、部会に部会長及び副部会長各一人を置く。

２　部会長は、部会委員の互選により定める。

３　副部会長は、部会長が指名する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、条例第七条第五項の規定によりその職務を代理する。

（部会の庶務）

第５条　部会の庶務は、部会の目的に応じて、子ども家庭部に置かれた課において処理する。

（傍聴の定員）

第６条　庶務を処理する課（以下「庶務担当課」という。）は、傍聴の定員を五人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等、開催事情に応じて定める。

２　定員は、会議の一週間前までに、ホームページに掲載することによって公開しなければならない。

（傍聴券の交付）
第７条　会議を傍聴しようとする者は、会議当日、受付において会議傍聴整理簿（第一号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。
２　庶務担当課は、一人につき傍聴券一枚を定員の範囲内において先着順に交付する。

（傍聴の期日）
第８条　傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

（傍聴券の提示）
第９条　傍聴人は、庶務担当課の係員が求めたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券の返還）
第１０条　傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（傍聴席以外の議場への入場禁止）
第１１条　傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の議場へ入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）
第１２条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
一　銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
二　張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
三　はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
四　笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
五　カメラ、ビデオ、録音機の類を携帯している者。ただし、第十四条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
六　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、映写機の類を携帯している者
七　異様な服装をしている者
八　酒気を帯びていると認められる者
九　その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）
第１３条　傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
一　議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
二　飲食又は喫煙をしないこと。
三　みだりに席を離れないこと。
四　その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）
第１４条　傍聴人は、議場において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

（違反に対する措置）
第１５条　会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（傍聴人の退場）
第１６条　傍聴人は、会長が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

（その他）
第１７条　傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会長から議場の秩序又は安全を確保するための要請があった場合は、協力しなければならない。

（部会における傍聴）
第１８条　第六条から前条までの規定は、部会の傍聴について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附則
この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

３八福福発第 33 号
令和３年(2021 年)４月 14 日

八王子市社会福祉審議会
会　長　　和田　清美　殿

八王子市長　　石　森　　孝　志　　公印

諮　問　書

本市が別添のとおり実施する社会福祉に関する施策について、八王子市社会福祉審議会条例第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

社会福祉に関する施策

1　諮問理由

本市は、地域共生社会の実現を目指し、福祉分野の上位計画である「第３期八王子市地域福祉計画」を平成３０年３月に策定した。

この計画が示す理念に基づき、本市の福祉施策を推進するために必要な事項を諮問するものである。

2　諮問　　社会福祉に関する施策

（１）地域福祉に関すること

・地域福祉計画の策定及びその重点事業・課題に関する事項について
・地域福祉に関する重要事項について

（２）民生委員の審査に関すること

・民生委員児童委員の推薦・再推薦・解職等に関する事項について
・民生委員児童委員の選任に関する事項について

（３）高齢者福祉に関すること

・高齢者計画・介護保険事業計画の策定及びその重点事業・課題に関する事項について
・高齢者あんしん相談センターの運営に関する事項について
・高齢者施設の整備に関する事項について

（４）障害者福祉に関すること

・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及びその重点事業・課題に関する事項について
・身体障害者の障害程度の審査に関する事項について
・指定自立支援医療機関の指定に関する事項について
・指定医の指定に関する事項について
・その他障害者福祉に関する重要事項について

（５）児童福祉に関すること

・児童福祉施設等の認可及び確認に関する事項について
・子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項について
・子ども・若者育成支援計画に基づく施策の実施状況の評価に関する事項について
・児童福祉施設等における重大事故の検証に関する事項について

資料5

八王子市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会　委員名簿

（任期：2021年4月1日～2024年3月31日）

部会①・・・・・・・児童福祉施設等認可部会

氏名五十音順

氏　　名	所　属　等	部会①	備考
池水　大	連合南多摩地区協議会	○	
石井　淳	八王子市私立保育園協会	○	
石田　健太郎	明星大学	○	
市川　順康	八王子市公立中学校長会		
岩本　ゆりな	市民委員		
串田　和士	八王子市私立幼稚園協会	○	
久保井　奈美	市民委員		
小寺　明子	市民委員	○	
澤井　菊男	八王子市民生委員児童委員協議会		
早乙女　進一	東京都立八王子拓真高等学校		
髙倉　裕香	八王子市民活動協議会		
高橋　香里	市民委員	○	
髙橋　雅美	八王子市立小学校ＰＴＡ連合会		
中澤　紀子	八王子市立中学校ＰＴＡ連合会		
前原　教久	八王子市町会自治会連合会	○	
町田　利恵	八王子商工会議所	○	
松丸　渉	八王子市公立小学校長会		
師岡　章	白梅学園大学		

資料6

八王子市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会　事務局名簿

令和3年4月現在

区分	所属	役職・担当	氏名	フリガナ
部長級	子ども家庭部	部長	小　俣　勇　人	オ マ タ　ハ ヤ ト
課長級	子どものしあわせ課	課長	松　本　美　保　子	マ ツ モ ト ミ ホ コ
	子どもの教育･保育推進課	課長	米　村　勇	ヨ ネ ム ラ イ サ ム
	保育幼稚園課	課長	吉　森　研　吾	ヨ シ モ リ　ケ ン ゴ
	子育て支援課	課長	小　林　勝　己	コ バ ヤ シ カ ツ ミ
	青少年若者課	課長	小　俣　英　一	オ マ タ ヒ デ カ ズ
	子ども家庭支援センター	館長	東　郷　信　一	トウゴウ　シンイチ
主査級（本庁･クリエイトのみ）	子どものしあわせ課	庶務	鈴　木　貴　子	ス ズ キ タ カ コ
	子どものしあわせ課	事業	小　野　渉	オ ノ　ワ タ ル
	子どもの教育･保育推進課	幼児教育･保育	秋　元　政　人	ア キ モ ト　マ サ ト
	子どもの教育･保育推進課	公立保育園	堀　川　悟	ホ リ カ ワ サ ト ル
	保育幼稚園課	入所･徴収	白　川　貴　子	シ ラ カ ワ　タ カ コ
	保育幼稚園課	給付	大　垣　洋　介	オ オ ガ キ　ヨ ウ ス ケ
	保育幼稚園課	総務	小　澤　寛　純	オ ザ ワ　ヒ ロ ズ ミ
	子育て支援課	児童手当･乳子	倉　田　大　輔	ク ラ タ　ダ イ ス ケ
	子育て支援課	庶務･給付	吉　野　辰　也	ヨ シ ノ タ ツ ヤ
	子育て支援課	母子･父子自立支援	岸　中　孝　一	キ シ ナ カ コ ウ イ チ
	子育て支援課	ひとり親	河　合　佳　代　子	カ ワ イ カ ヨ コ
	青少年若者課	青少年若者	吉　岡　淳　二	ヨ シ オ カ　ジ ュ ン ジ
	青少年若者課	学童	天　野　憲　一	ア マ ノ　ケ ン イ チ
	青少年若者課	学童	松　田　和　広	マ ツ ダ カ ズ ヒ ロ
	青少年若者課	児童館･庶務	後　藤　康　次	ゴ ト ウ　コ ウ ジ
	子ども家庭支援センター（クリエイト）	統括	中　村　幸　央	ナ カ ム ラ ユ キ オ
	子ども家庭支援センター（クリエイト）	統括	太　田　敏　弘	オ オ タ ト シ ヒ ロ
	子ども家庭支援センター（クリエイト）	企画	福　田　純	フ ク ダ ジ ュ ン
	子ども家庭支援センター（クリエイト）	企画	田　中　伊　久　美	タ ナ カ イ ク ミ
	子ども家庭支援センター（クリエイト）	庶務	田　中　靖	タ ナ カ ヤ ス シ